

指 名 停 止 措 置 の 概 要

1 指名停止措置業者名及び住所

業者名	住 所	建設業 許可番号	元請、下請の 区分
有限会社大槻土建	鹿嶋市大字和 1572 番地	2-018726	－

注) 建設業許可番号「2-」は茨城県知事許可業者を表す。

2 指名停止措置期間

令和 8 年 9 月 10 日 ～ 令和 8 年 12 月 9 日 (3 か月)

3 指名停止措置の適用範囲

茨城県が発注する建設工事等

4 事実概要

有限会社大槻土建及び同社の代表取締役は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に違反したとして、令和 6 年 6 月 21 日、麻生簡易裁判所から罰金刑の略式命令を受けた

5 指名停止理由

上記事実は、茨城県建設工事等請負業者指名停止等措置要領（平成 7 年 6 月 1 日付け監第 184 号。以下「指名停止等措置要領」という。）別表第 2 第 16 号に該当する。

<指名停止等措置要領別表第 2 >

措 置 要 件	期 間
(不正又は不誠実な行為) 16 別表第 1 及び前各号に掲げる場合のほか、代表役員等が拘禁刑以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は拘禁刑以上の刑若しくは刑法の規定による罰金刑を宣告され、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 1 か月以上 12 か月以内

問 い 合 わ せ 先

茨城県土木部監理課建設業担当
茨城県水戸市笠原町 978-6
電話 029-301-4334 (ダイヤルイン)